

千葉県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金
(経験年数が少ない訪問介護員等への同行支援)
に関する Q&A

Q 1 事業を実施する場合、事業実施期間は、いつからいつまでになるのか。
また、既に行った同行支援の分も計画に入れてよいのか。

A 1 事業実施期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 1 2 月 3 1 日までとなります。事業実施期間中であれば、募集開始日（令和 8 年 4 月 1 5 日）よりも前に行った同行支援についても、計画に含めることが可能です。

Q 2 申請は、各事業所単位で行うのか。

A 2 交付申請や実績報告等の手続は、法人単位で御提出をお願いします。法人で複数の訪問介護事業所等の交付申請等を提出する場合は、法人で各事業所分を取りまとめて御提出願います。

Q 3 事業の補助対象経費は、どのようなものか。

A 3 経験年数の長い訪問介護員等の技術を着実に継承するため、当該訪問介護員等が一定期間、経験年数の短い訪問介護員等や訪問業務に従事した経験のない介護職員等に同行し、指導する取組に要する経費を補助するものです。

Q 4 通院等のための乗降介助への同行も補助の対象となるのか。

A 4 乗降介助も対象となります。ただし、単に運転業務を行う場合には対象となりません。

Q 5 経験年数が少ない訪問介護員等への同行支援と小規模法人等協働化・大規模化事業メニューの両方の事業を実施することは可能か。

A 5 複数メニューを実施することは可能です。ただし、それぞれのメニューごとの補助上限額以内での交付となります。補助上限額を超える部分については、各事業所の自己負担となります。

Q 6 経験年数が少ない訪問介護員等への同行支援に要した経費は、どのように算出するのか。

A 6 同行訪問に要した時間に応じて、下記の表のとおり算出します。

	通常地域	中山間地域等
30分未満	2,500円/回	3,500円/回
30分未満分以上	4,000円/回	5,000円/回

(経験年数の短い訪問介護員等 1 人につき 30 回が上限となります。)

なお、対象者に応じて同行訪問が必要な回数は、事業所が適切に判断するものとします。

Q 7 中山間地域等とはどこか。

A 7 中山間地域等とは、「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域」（平成21年厚生労働省告示第83号）の第1号に定める地域をいいます。参考に「事業計画書 別紙2-1（同行支援）」のエクセルに一覧を記載していますので御活用ください。

Q 8 経験年数が短い訪問介護員等の同行支援について、経験年数が短いとは何年までが対象となるのか。

A 8 原則として、訪問介護員として勤務した経験年数が1年未満の方を対象とします。ただし、例えば以下のような場合には、経験年数が1年以上の場合でも対象とします。なお、経験年数1年以上の方を対象とする場合は、別紙2-1事業計画書において、「個別理由がある場合」の欄に理由を記載願います。

- ・他の事業所等で訪問介護員としていた経験があるが、1年以上のブランクが空いている場合。
- ・訪問介護業務に従事する頻度が低く十分な経験を積んでいない場合

Q 9 交付申請書を提出した後、計画より多く（少なく）の同行支援を行った場合、補助金は増額（減額）となるか？

A 9 計画よりも多くの同行支援を行った場合でも、交付決定額の増額変更は行いません。一方、計画よりも少ない同行支援となった場合は、計画未達分を県へ返還していただくことになります。このため、計画時において、確実に同行支援を行える回数に記載をお願いします。

Q 10 補助金が法人に交付されるのは、いつになるのか。

A 10 県から発出する交付決定通知書が届いた後、2週間以内に概算払請求書を県へ提出していただきます。審査終了後、順次お支払いとなります。